

# あすの会

## ニュース・レター

VOL.8

2001/8/27

### 犯罪被害者の会

〒100-8694

東京中央郵便局私書箱1646号

TEL: 03-5319-1773

FAX: 03-5319-1774

MAIL: higaisya@zeus.netspace.or.jp

URL: http://www3.netspace.or.jp/~higaisya

VOICE

### 犯罪被害者の望み

幹事 仮谷 実

**犯**罪被害者およびその家族（遺族）は、突然にしてそれまでの平穏な生活を打ち碎かれ、悲しみの底に突き落とされてしまった。「死」を強制的に選択させられた人には、もう元に戻る道は残されていない。「傷」を受け取らされてしまった人には、もう元の姿に戻ることは許されず、PTSDが口を開けて待ち構えている。私たち犯罪被害者は、何を望んでいるのだろうか？「それまでの平穏な生活。それまでの姿。」これに尽きる！と言って良いのではないか。

現実には、被害の回復はままならない。

「犯罪被害者の会」では、「犯罪被害者の権利の確立」と「犯罪被害の回復制度の確立」を目的として、活動している。会員の望みは、「厳罰」や「真摯な謝罪」など幅広い。

父を殺害された私の望みは、父の生還であり、それまでの平穏な生活だ。残された家族、新たに加わった家族によって、どんなに楽しい時が作られていても、「そこに父がいたならば、もっと楽しむことが出来たであろう。父にこの楽しさを見てもらいたい。」という虚しさが込み上げてくる。生涯、楽しさに虚しさが付きまと

う。本当に、残酷だ。

「仮谷事件」の刑事裁判が終盤を迎える。多くの加害者の刑が確定している現状においては、私たち家族の苦しみを軽減できるのは、「加害者」しかいないのではないかと、最近考えるようになった。民事裁判の幕引きを模索している中で、なぜ和解が出来るのか、なぜ和解する気になれるのかを突き詰めていくと、加害者の本心に辿り着かざるを得ない。そして、その本心が「真摯な謝罪」であることを理解（信用）できる時に、和解ができる。そうでなければ、和解は出来ない。

過日、「加害者」との直接の面談を求める。一人は出所していたので、叶った。もう一人は獄中のため叶わなかった。いかに本人の直筆の手紙であっても、文字では機微が伝わらないと確信している。手紙や代理人の話を信じないと譯ではないのだが、自分自身が直接確かめたいのだ。

「加害者」との直接の面談、人と人が織り成す社会だからこそ、必要なことだと考えつつある。

### INDEX

Voice 犯罪被害者の望み

(1)

Topix 精神障害者による犯罪の予防のために必要なこと

(2)

出所情報の開示と再被害の防止／出所情報 Q&A

(3) ~ (4)

おかしいと思いませんか？／法律まめちしき

(5)

活動報告

(6)

関東／関西の集いのお知らせ

(7) ~ (8)

INFORMATION／法廷付添／無料法律相談

(9)

運営の基本・会計／あとがき

(10)

## TOPIX

**精神障害者による犯罪の予防のために必要なこと**

東京医科歯科大学教授 山上皓  
(全国犯罪被害者支援ネットワーク・会長)

私の専門とする司法精神医学の重要課題の一つである「精神障害と犯罪」について執筆依頼をいただきました。

最初に、犯罪被害者の擁護のために献身的な努力をされる「あすの会」の皆様に深く敬意を表し、また犠牲者となられた方々を心よりお悼みし申し上げた上で、この寄稿をさせていただきます。

**精神**障害者による犯罪は、殺人や放火など重大犯罪については一般人口の10倍ないしそれ以上の頻度で生じており、特別な予防策が必要とされますが、このような犯罪は様々な原因・契機によって起きますので、対策も幅広いものが要求されます。かつて行った精神分裂病犯罪者の全国調査にもとづいて必要と思われる対策を列挙すると、次の通りです。

### 1. 地域社会における精神保健サービスの向上

精神分裂病による殺人の被害者の7割は患者自身の家族で、犯行前に周囲の注目を引くような徴候を何も示さな者も2割を占めるので、犯罪を完全に予防することは容易ではありません。ただし、事件前に精神病の発症なし病状の悪化を示唆する何らかの徴候を示す者が多く(8割)、犯人の3割がそれまでに全く精神科的治療を受けたことがないといった事情も考えると、患者が治療を受けやすくなる環境づくりが肝要と思われます。

事前に目立った問題行動を示さない患者の犯行を予防するためには、地域社会において精神障害者とその家族を支える精神保健サービスの向上が必要で、欧米諸国に比べて大きく遅れているこの領域の改善が急がれます。

### 2. 精神科救急医療体制整備の必要性

精神分裂病の殺人では、加害者が過去に暴力傾向を示していた者も少なくなく(4割)、そのため周囲の者が変調を知り不安を感じ

ながらも対応を躊躇しているうちに、事件が起きてしまうことも稀ではありません。このようなケースへの対応には、地域の精神保健関係者を中心に、精神病院や保健所、警察など関連諸機関が協力して、適切な危機介入をなし得るような体制をつくること、すなわち精神科救急医療体制の整備が肝要です。

### 3. 司法精神医療制度・施設の整備

精神分裂病殺人犯には発病前から暴力的傾向を示していた者も少なくなく(3割)、逮捕歴を有する者も2割を占めます(傷害犯では4割)。中には、過去に危険な犯罪を繰り返して何度も刑務所に入り、受刑中に精神病を発症するようなケースもありますが、現行制度のもとではこのような患者も、次に事件を起こしたときには不起訴とされて精神病院に送られることになります。このような患者の多くは、例え措置入院とされても、症状の軽快を理由に数ヶ月のうちに退院を認められます。病院は、病気の治療の責任は負うとしても、再犯予防のための矯正など出来ないし、またそうする責任があるとは思ってもいません。開放化の進んできた精神病院では、したいと思ってもできないのです。そこで、精神病と危険な犯罪性とを併せ持つ一群の患者たちが、何度も入院を繰り返しながら再犯を重ねるという異常な事態が生じています。

我が国は、責任無能力とされる精神障害犯罪者のための専門治療制度・施設を有しない、先進国でほとんど唯一の国で、この制度的欠陥のもので、本来なら防止できるような事件が繰り返されているのです。我が国も、このような精神障害犯罪者に充分な治療サービスを、社会の安全にも配慮しながら提供できるようにする必要があります、司法処分の制度と、司法精神医療システムの構築を急ぐ必要があります。

※山上皓先生は犯罪精神医学・司法精神医学のご専攻ですが、早くから犯罪被害者問題に取り組まれ、全国犯罪被害者支援ネットワークの会長としてご活躍しております。

## 出所情報の開示と再被害の防止

**刑**務所を出所した加害者から逆恨みによる報復を受けるというような再被害を防止するために、昨年9月の大坂大会で私たちは次のような決議をし、関係方面に働きかけてきました。

警察も『再被害防止要項』を作り、被害者が再び被害を受けたりすることのないよう安全を確保するため、法務省と密接な関係を持ちつつ対処することになりました。保護の対象も親族、目撃者、弁護士まで広げられています。

犯罪被害者は、矯正施設を出所した加害者に報復されることがあります。不安に怯えています。国は、加害者の更正およびプライバシーの保護のためという理由で、出所情報を被害者に提供しません。

私達は、再被害を防止し安全を確保するため、犯罪被害者に出所情報を提供するとともに、国、自治体に対して、被害者の安全を保障する施策をとることを要望します。

この決議を受けて、岡村代表幹事・宮園幹事が福田内閣官房長官、保岡法務大臣に面会して決議文と要望書を提出したのをはじめ、各方面に働きかけてその実現をはかってきました（福田官房長官に提出したのは、森山法務大臣宛てのものです）。

これらの努力が実り、法務省は本年3月1日から被害者に出所の時期だけを知らせるようになり、且つそれだけでは不十分ということで、本年10月1日より通知する内容を帰住先まで広げることにしました。

出所情報を見るにはあらかじめ希望を述べておかなければなりません。それは検察庁に直接しても、警察を通じて要請しても、どちらでもよいことになっています。

前進であることには間違ひありません。しかし、この新しい制度でも、自分の住居と加害者の帰住先の都道府県が違うと、市区町村名どころか都道府県名しか教えてもらえないなど、欧米に比べるとまだまだ情報の開示としては不十分です。

森山法務大臣が「加害者の更正を妨げたり、プライバシーを不当に侵害する場合には通知しないこともある。人権保護には配慮する。」と言われたとの報道がありますが、加害者の更正やプライバシー保護のため、再被害を受けることを我慢させられてはたまりません。加害者の人権より被害者の安全が大切という、一般市民の常識に従った法務行政であってほしいと思います。

また、安全の問題とは離れますぐ、昨年の保護法で、加害者に対する損害賠償請求を容易にするために、公判調書に和解時要項を記載すれば判決と同じように強制執行できる制度ができました。しかし、加害者の帰住先を教えてもらわなければ強制執行ができません。昨年の改正の精神を生かすためにも、帰住先を教えることが必要です。



Q&A

出所情報

**Q 1 被害者であれば、たれでも教えてもらう資格はあるのでしょうか？**

A1 教えてほしいという意志を伝えてあり、犯罪の動機・態様・組織的背景・加害者の言動等から通知するのが相当と認められた方になります。  
一般には、強姦などの性犯罪、ストーカー、殺人、殺人未遂、暴力団員による事件などが多くなるでしょう。

**Q 2 何もしなくても「出所情報」は教えてもらえますか？**

A2 いいえ。「情報がほしい」と伝えておく必要があります。希望する通知先・通知方法等を明らかにした書類を提出しなければなりません。

**Q 3 外に出るのかまだイヤでなりません。代理人の知人でも教えてもらえますか？**

A3 いいえ、誰でもいいというわけではありません。教えるのは被害者と、その親族、代理人弁護士です。

**Q 4 どんな情報がもらえますか？**

A4 主な通知内容は二点。釈放の予定期間、帰住先です。

① 釈放時期は、原則として月の上旬・中旬・下旬のみ。被害者が転居するなど加害者との接触回避に不可欠の時は、釈放予定期間まで教えてもらいます。

② 帰住先は、被害者の住居と異なる都道府県の時は都道府県名のみ、同一都道府県であれば市区町村名、近接している時に限って町字名まで知られます。ただし、県境などにお住まいで、他都道府県に加害者が帰住する場合は、先に準じて取り扱ってくれるようです。

**Q 5 いつ頃教えてもらえますか？**

A5 被害者が加害者と接触しないようにする準備期間を考慮して、原則「釈放予定期間の1～2ヶ月前から数日前」となっています。

**Q 6 警察はどのようにして保護してくれのですか？**

A6 保護が必要であると認めたときは、警察本部長がその被害者を再被害防止対象者にします。そして周辺の警戒、防犯ベルの貸与、相談、指導などいろいろしてくれることになっています。





## 第2回

おかしいと思いませんか？

雑誌や新聞から取材を受けると、できあがった原稿が送られてきて内容の間違いを点検します。発行されると、「お陰様でこのように出来上りました。ご協力ありがとうございました」といって、現物を送ってきます。

事件発生後、悲しみと苦しみで打ちひしがれている犯罪被害者は、何回も警察や検察庁に呼び出されて事情を聞かれ、実況検分に立ちあわされ、裁判が始まると証人として呼び出されて、フラッシュバックに傷つけられながら供述しなければなりません。その結果、検察官は起訴状や冒頭陳述書、論告要旨を作成し、裁判官は、判決を書き上げるのです。

ところがどうでしょう。できあがったこれ

らの書類は、加害者には渡されますが、被害者には送ってきません。

刑事裁判は被害者のためにするのではなく、公の秩序維持のためにするのだというのが、最高裁の立場です。

そうだとすると、被害者は自分のために捜査や裁判に協力したのではなく、もっぱら公のために協力したことになります。

それならお菓子でも添えて、感謝の意を表しながら、被害者にこれらの書類を送つるべきではないでしょうか。

こんな被害者を無視したやり方、おかしいとは思いませんか。



犯罪の被害者は、犯罪によって害者に対して強い憎しみを持ち、とは当然です。ところが、これまでの地位しか与えられず、単にかし、まさに事件の最も重要な当



して思っていることを述べることができます。にはその機会が与えられていることをここで、被害者が事件や加害者に対する心情した。これが、被害者の意見陳述制度です。

これをすることができるのは、被害者親権者などがこれにあたります）ですが、系の親族、兄弟姉妹もすることができます。

ところで、被害者が意見陳述により他の被告事件に関する意見」とされています。害の実態や、被告人に対する感情などです。場合など一定の場合は制限されることがあり神経質にならなくてよいと思見陳述を書面で行うよう命じることもあると聞かせるためには、できるだけ公判廷において口頭で述べさせてもらうよう主張してみましょう。

意見陳述を行うには、まず、検察官に申し出なければなりません。そして、検察官はこれに意見を付して裁判所に通知します。裁判所がそれを行うことを決定すると、申し出た者にそれを行う期日を通知します。その時期について法律には定められておりませんが、通常は公判手続きの最終段階、すなわち、証拠調べの手続きが終わり検察官の論告、求刑の前に行われているようです。ただ、事案によっては、それ以前に行われることもありますので、希望する場合は、早めに公判担当の検察官に申し出て相談した方が良いでしょう。

意見陳述をする場合は、法廷傍聴をしたり訴訟記録の閲覧謄写を行うなどして、事実関係や訴訟の経過について十分情報を得ておくことが必要だと思います。

### 被害者の意見陳述制度

最も深刻な影響を受けるのですから、加また、事件について様々な思いを持つことで被害者は、刑事手続きにおいて証人と述べたことが証拠になるだけでした。し

事者である被害者が、事件や加害者に対するのは極めておかしなことです。特に、被告考えれば、片手落ちをいわざるを得ません。そや意見を述べる機会が認められるようになります。

又はその法定代理人（被害者が未成年の場合の被害者が亡くなられた場合は、その夫や妻、直

べることができるのは「被害に関する心情そのす。例えば、経済的・精神的なものも含んだ被ただ、事件と関係のないことや重複したりするあります。しかし、全く無関係なことでない限ります。また、場合によっては、裁判所が意りますが、被告人に対して自分の意見をきちん

# 活動報告

月	日	活動	活動内容
7	1	関西の集い	<p>林幹事を中心に例会開催 29名出席</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①刑法39条</li> <li>②改正少年法 (5年後の少年法見直しについて当会の全体意見として主張する)</li> <li>③薬物使用者による犯罪</li> <li>④被害者は、これから何をすべきか           <ul style="list-style-type: none"> <li>・罪刑法廷主義を貫く</li> <li>・法律・制度が変わる原点は当事者のパワーが必要</li> <li>・付帯私訴をもっと主張</li> </ul> </li> <li>⑤犯罪者的人権ではなく、被害者的人権を優先すべき</li> </ul>
	15	幹事会	<p>第15回幹事会開催 主な議題は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①前回のニュースレターの評価</li> <li>②関東集会・関西集会</li> <li>③事務局の体制</li> <li>④第3回シンポジウム開催 (9頁参照)</li> </ul>
	21	関東の集い	<p>第2回目の主な内容 22名出席</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被害者支援センターの大久保様と高橋様 (サリン事件被害者) のご参加あり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・我々に与えられた使命として、お互い連係して支援活動を進めようとの意見と、支援活動に対する情報提供をする</li> </ul> </li> <li>②新規会員の自己紹介</li> <li>③岡村代表の「日本の刑事司法が、今までに皆をどんなに苦しめてきたか」の対話</li> </ul>
	31	研修会修了者の集い	<p>修了証発行対象者出席 (※規定を満たした方)</p> <p>岡村代表・諸澤学長ご出席</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①第2回研修会開催の確認</li> <li>②第3回シンポジウムの手伝い</li> <li>③具体的なボランティア業務</li> </ul>
8	5	関西の集い	<p>林幹事を中心に例会開催 35名出席</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①役割分担</li> <li>②幹事会報告 (7/15 東京開催)</li> <li>弁護士・小串先生ご参加。テーマ「法曹界の人聞く」</li> <li>ジャーナリスト・大谷氏を招き、「井垣判事の論文」について討論           <ul style="list-style-type: none"> <li>・厳罰化の疑問</li> <li>・報道被害 他</li> </ul> </li> </ul>
	19	幹事会	<p>第16回幹事会開催 主な議題は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①リーフレットの作成</li> <li>出来上がったサンプルについての評価</li> <li>②事務局の安全体制</li> <li>③第3回シンポジウムの準備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場、遠方からの参加者のための宿泊先</li> <li>・パネリスト</li> <li>・マスコミ対応</li> <li>・会場警備 他</li> </ul> </li> </ul>

## 関係法令の制定・改正

7	31	法務省・被害者通知制度の拡大／警察庁・再被害防止要項を発表
---	----	-------------------------------



# 関東の集いのお知らせ

## 第二回集会を終えて

7月21日第二回関東の集いが開かれました。真夏の暑い午後2時からでしたが、汗を拭きながら22人参加者が集まり、それぞれの抱えている問題について話し合いました。特に今回は大久保恵美子さん（都民支援センター）、高橋シズエさん（地下鉄サリン事件）が特別に出席してくださり、有益な話を頂きました。会の途中で、東京オペラ・プロデュースの代表松尾洋さん、プロデューサーの竹中史子さんをお招きして、過日行われたチャ



リティーコンサートに対する感謝状の贈呈を行いました。コンサートの収益金から多額のご寄付を頂戴しましたことに対する感謝の意を表したものです。

松尾さんは、「毎年一回は犯罪被害者のためにチャリティーコンサートを行います」と挨拶され、出席者を感激させました。午後5時別れを惜しみながら参會しました。

### ◇ 大久保恵美子さんより感想 ◇

1990年10月11日、飲酒ひき逃げ事件で長男を殺されました。当時遺族には連絡があると思い込んでいたのに、犯人逮捕を知ったのはテレビでした。あれから11年、ようやく被害者支援の必要性は認知されましたが、基本法がないため放置されているも同然です。被害者支援先進国の欧米では、被害者と心ある支援者が共に社会に訴え続け、権利を獲得したと聞いています。集会で岡村先生の「世の中に訴え、自分たちで変えていく」という言葉どおり、被害者の法的な権利が当然のこととなる社会を目指し、会員皆で力を合わせて大きな声で訴えていかなければならないと思う気持ちを再確認した集会でした。

## 次回のお知らせ

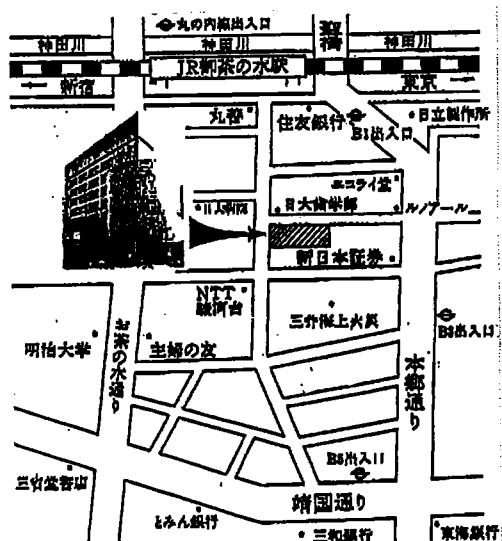
次回は、藤井誠二さんを講師としてお招きする事にしました。有名なノンフィクション作家で、少年犯罪その他について、多数の著書があります。

14:00～15:00までお話や懇談をして頂くことになりました。有益なお話が伺えると思いますので、是非ご出席下さい。

尚、参加を希望される方は、前回同様、事務局までお申し込み下さい。締切は、9月6日（木）になります。

日時： 9月8日（土）  
13:00～17:00

（時間が早まりましたので、ご注意下さい）  
場所：中央大学駿河台記念館620号室  
(前回と変更になりましたのでご注意下さい)  
会費：会場費として一人 1000円



場所：東京都千代田区神田駿河台 3-11-5  
中央大学 駿河台記念館（620号室）  
JR「お茶の水駅」下車 徒歩8分  
千代田線「新お茶の水駅」下車 徒歩3分  
(B1出口・B9出口)  
丸の内線「お茶の水駅」下車 徒歩6分  
都営新宿線「小川町駅」下車 徒歩5分  
(B5出口)

# 関西の集いのお知らせ

公判通知書の間違い こんなことが…

◇ 林 友平 ◇

昨年8月25日、仕事を終えて帰宅すると、妻が私の顔を見るなり、「父さん、大阪高検から届いた封書の中をあけて見たら他人の公判通知書が入ってた。すぐに大阪高検に電話をしたら、すぐに送り返してほしいって…」と言う。差し出されたものを見ると、表書きには我が家住所に私の名前。しかし、中の通知書には確かに他人の名前が書かれてあり、事件名も違っていた。公判日は×月×日〇時〇分である。妻に「うちの娘の事件の公判通知書も他人の手に渡っているかもしれない」と話した。なんとなく嫌な気持ちがし、その日のうちに送り返した。

次の日に大阪高検から封書が届いていた。私たちの公判通知書が入っていて、間違いなく私の名前で公判日が書いてあったが、よく見ると、事件名が間違っていた。いつもなら被告人の名前下に対する“強盗殺人等の事件”で来ていたのが、“暴行等の事件”と書かれてあった。一度ならず二度の間違いで首を傾げたくなる。下の部分には、昨日の間違った他人の公判通知書についての謝罪文が『このたびは、上記の通知が適確に行われず、ご迷惑



をおかけして申し訳ありませんでした。』と書いてあった。

私は、大阪高検に公判通知書と短文を添えて封書で送った。

『8月25日に届いた他人の公判通知書の事件名の間違い。私の娘は強盗殺人等の事件です。なぜ暴行等の事件なのか、同封した公判通知書をお返ししますので、正しい公判通知書を再度送ってください』

二日後、まともな公判通知書が届く。謝罪文もあったが、前回と全く同じ文面で、一度ならず二度の間違いに対するこれのどこが謝罪文なのかと、もう少し私どもの身になって書けないものかと、あきれ返った。いつのこと、二度の間違いをマスコミに、とも思ったが、やがて控訴審の一回目の公判が開かれる。亡き娘の遺影の持込の許可も取らなければと、先にやらなければならないことがあり、また私どもの唯一の味方である検察官— それらのことを考えると、今回に限り目をつむることにした。現在、大阪の被害者の会〈関西の集い〉で、幹事の林良平氏と共に頑張ってます。

次回のお知らせ

◎次回のお知らせです。

日時：9月2日（日）

10月7日（日）

9：30～17：00

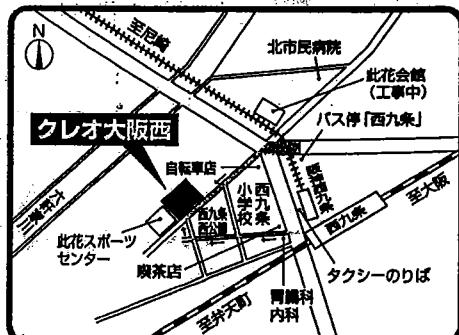
場所：クレオ大阪西

大阪市此花区西九条6-1-20

TEL:06-6460-7800

- ・ JR「西九条」下車徒歩3分
- ・ 市バス「西九条」下車徒歩2分/大阪駅前から特79番「北港2丁目」行、幹線79番「西島車庫前」行、特59番「北港ヨットハーバー」行、野田阪神駅前から幹線77番「西島車庫前」行、特81番「舞洲ボーリングアーランド」行

## クレオ大阪西



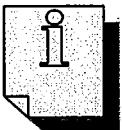
〒554-0012 大阪市此花区西九条6-1-20

☎ (06) 6460-7800

FAX (06) 6460-9630

# INFORMATION

あすの会



## 第3回シンポジウム&大会 開催！ ～皆さんのご参加をお待ちしています～

2001年11月18日(日)

AM10:00～

日比谷三井ビル 8階ホール

前回までは、被害者が体験談や意見を述べるだけのシンポジウムでした。今回は趣向を変えて開催します。

今年6月に発表された司法制度改革審議会の最終意見では、加害者の権利は拡大されるのに、被害者の権利は全く認められず(ニュースレター7号参照)、相変わらず私たちは裁判では蚊帳の外です。

そこで、体験報告する被害者は4、5人にして、午後は弁護士・学者・被害者・ジャーナリストをパネリストとし、「刑事司法は誰のためにあるのか」(仮称)をテーマにシンポジウムを行うことにしました。

大会では、犯罪被害者の権利に関する決議をする予定です。

企業のご厚意により、参加者のために、JR蒲田駅前にある『三井ガーテンホテル蒲田』を割引料金で宿泊させていただることになりました。

希望される方は、直接ホテルに、優待券を使うことを伝えてご予約ください。その後、事務局へ宿泊優待券の申し込みをしてください。ご郵送致します。

**三井ガーテンホテル蒲田**  
<TEL: 03-5710-1131>

割引券利用での宿泊費

<一名料金／税サ込>

平日 シングル ¥9,000

(月～土) ツイン ¥6,000

休日 シングル ¥7,500

ツイン ¥5,500

### 法廷付き添い

事件を思い出す裁判傍聴に  
私達が付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い想いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人達です。

調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、入会申込書にご記入いただいた内容と重複する、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料等をご用意ください。

- 犯罪被害者名
- 主な隸故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日(傍聴券必要の有無)
- 次回の公判期日
- 付添を希望する者への希望(年齢等)
- 起訴状のコピー送付の可否

### 無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を行っています。日時は下記のとおりです。

生命・身体に関わる犯罪被害にあった方、およびそのご家族でお困りの方はお気軽に電話ください。

電話が込み合うこともありますので、その際は改めておかけ直しくださいますようお願い申し上げます。

- 毎週木曜日
- PM 1:00 ~ 4:00
- 03-5319-1773



## 運営の基本

**【会員】**

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。

**【ボランティア】**

現在ボランティアの募集は行っておりません。登録をされた方には、必要に応じて各種応援をしていただきます。11月に行われるシンポジウムのお手伝いをお願いする方には、当会よりご連絡させていただく予定です。ご協力をお願い致します。

**【報道】**

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には、十分留意いたします。

## 会計

当会は、会費を徴収しておりません。郵便・通信料等の諸経費等の運営費用は、当会発足以来、支援者の寄付金で賄われています。

ご寄付いただいた方には、厚く御礼申し上げます。また、引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

郵便振替口座は下記の通りです。

口座番号: 00170-6-100069  
加入者名: 犯罪被害者の会

**訂正 第7号**

前号の内容に誤りがありました。お詫びして訂正します。

○ 関東の集い・時間(頁)  
14時～→13時～

○ 関東の集い会場(頁)  
8階→6階

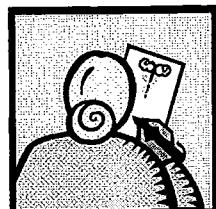
**=みんなへお願い=**

ニュースレターに対するご意見、あすの会に対する要望、警察・検察・裁判所に対する苦情、或いはよかったです、犯罪被害者として困ったこと、して欲しいことなど、どんなことでもお知らせ下さい。そのような声も掲載したいと思います。

皆さんと共に、よりよいニュースレター、あすの会をつくりていきま

**<宛先>**

〒100-8694  
東京中央郵便局私書箱 1646 号  
あすの会事務局・NL係

**あとがき**

雨が降らない…、今号発行の準備が始まったのはそんな猛暑の中のことでした。本来最後に欠くべきこの「あとがき」、迷わずそんな気候について、と先走って書いてみたら。なんと台風11号がやってきた!しかも日本を、ゆっくり速度でしっかりと横断。大きな被害を残して去った後には、あえなくボツとなった原稿が残ったのでした。

さて、前号発行後、「おかしいと思いませんか」への投稿、感想等、多数のお手紙を頂きました。ありがとうございました。掲載できないことをとても心苦しく思います。また、ご多忙中の山上皓先生から、玉稿を頂戴しました。池田小学校の事件を契機に、精神障害者の犯罪が問題になっているこの時期、先生の論文は多くの教訓を与えてくださいました。心から感謝申し上げます。

多くの人に助けられながら、会は3回目のシンポジウムを開催する事になりました。大勢の方々にお会いできるのを楽しみにしております。